

戸吹スポーツ公園サニースクール会員規約

第1章 総則

第1条（会員規約）

この会員規約は、スポーツコミュニティ戸吹（太陽スポーツ施設株式会社、株式会社エイト、東海体育指導株式会社からなる指定管理者グループ）が提供するサービスを、第5条所定の会員（以下「会員」といいます。）が利用する場合に適用します。

第2条（本規約の範囲）

スポーツコミュニティ戸吹が会員に対して発する第4条に規定する通知は、この会員規約の一部を構成するものとします。

2 スポーツコミュニティ戸吹が、この会員規約本文の他に別途定める各サービスの「ご利用案内」または別途個別の通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、およびその他の利用条件等の告知（以下、併せて「利用規約等」といいます。）も、この会員規約の一部を構成するものとします。

3 この会員規約本文の定めと利用規約等の定めとが異なる場合には、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の変更）

スポーツコミュニティ戸吹は、会員の了承を得ることなく、この会員規約を変更することができるものとします。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の会員規約によるものとします。

2 変更後の会員規約については、スポーツコミュニティ戸吹が別途定める場合を除いてオンライン上もしくは施設等に表示した時点より、効力を発するものとします。

3 会員は、規約の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。

第4条（スポーツコミュニティ戸吹からの通知）

スポーツコミュニティ戸吹は、オンライン上の表示、その他スポーツコミュニティ戸吹が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

2 前項の通知は、スポーツコミュニティ戸吹が当該通知の内容を表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 会員

第5条（会員）

会員とは、3歳児から学校教育法に定める小学校3年生の児童であり、スポーツコミュニティ戸吹の趣旨に賛同し、本規約、ご利用案内等に同意したうえで、入会を申し込み、スポーツコミュニティ戸吹がこれを承認した者をいいます。

2 前項に定める条件を満たさない方（2歳児等）が所定の申込手続きを行い、スポーツコミュニティ戸吹が会員登録を承認した場合、条件を満たすまでの期間は会員に準ずる資格を有するものとし、スポーツコミュニティ戸吹の認める一部サービス（イベント等）を利用することができるものとします。

第6条（入会手続き）

入会を希望する方（以下「入会希望者」といいます。）は、所定の申込手続きに従って行い、その完了後スポーツコミュニティ戸吹が会員登録を承認した場合に本サービスを利用することができるものとします。

2 入会希望者の申込手続きは、所定の入会申込書に必要事項を記入、押印したうえで、必要書類等を添えて提出するものとします。

3 入会希望者は、入会申し込みに係わる必要事項について真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、

スポーツコミュニティ戸吹は、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格を一時停止し、または除名することができるものとします。

4 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障がいの有無、種類を申し出る必要があるものとします。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、スポーツコミュニティ戸吹は、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

5 教室に参加するにあたり、現在の健康状態は良好であり、自らの責任において健康に対して十分に管理して練習に参加することに同意するものとします。

6 参加中に病気や怪我をした際、望ましいとされる医療行為を受ける事に同意するものとします。

第7条（会員資格の停止・除名）

スポーツコミュニティ戸吹は、次の各号の一に該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとします。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとします。

- (1) 本規約、利用規約等に違反した場合。
- (2) 料金の支払いを怠った場合。
- (3) スポーツコミュニティ戸吹の運営を妨害した場合。
- (4) スポーツコミュニティ戸吹の信用を毀損した場合。
- (5) スポーツコミュニティ戸吹の財産を侵害した場合。
- (6) 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合。
- (7) 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合。
- (8) スポーツコミュニティ戸吹の趣旨に著しく反する行為をした場合。
- (9) その他スポーツコミュニティ戸吹の運営に支障があるとスポーツコミュニティ戸吹が判断した場合。

第8条（退会）

会員は、退会月の前月10日（休日の場合は前営業日）までに所定の退会手続きを行うことによって、退会することができるものとします。

第9条（休会）

会員は、休会月の前月10日（休日の場合は前営業日）までに所定の休会手続きを行うことによって、休会することができるものとします。ただし、休会期間は、手続きを行った翌月から2ヶ月間を限度とします。

第10条（サービス申込手続き）

会員は、サービスを利用する際には、事前に個々のサービスごとに定められた所定の手続きを経るものとします。

第11条（変更の届出）

会員は、スポーツコミュニティ戸吹への届出会員情報に変更があった場合には、速やかにスポーツコミュニティ戸吹に所定の方法で変更の届出をするものとします。

第12条（譲渡禁止等）

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保にする等の行為はできないものとします。

第13条（個人認証情報の管理責任）

会員番号（メールアドレス、特定のサービスの利用のためにスポーツコミュニティ戸吹が付与する番号等を含みます。以下同様とします。）および会員番号と組み合わせるパスワードその他の記号等がある場合は、それらはいずれも会員の提供サービスまたはその他の付加サービスを利用する権利が認識されるに足りる情報であり、この会員規約においては、いずれも「個人認証情報」といいます。

2 会員は、自己の個人認証情報を条件とするサービスを利用する権利を、第三者に使用させず、第三者と共有あるいは第三者に許諾しないものとします。会員の個人認証がなされたサービスの利用やそれに伴う一切の行為は、本項に反してなされた第三者によるサービスの利用やそれに伴う一切の行為をも含め、当該利用や行為が会員自身の行為であるか否かを問わず、会員による利用および行為とみなすものとします。

3 会員は、個人認証情報の管理について一切の責任をもつものとします。

4 特定のサービスの利用のためにスポーツコミュニティ戸吹が付与する認証情報も、前3項の定めと同様とします。

第14条（責任事項）

会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為（前条により、利用または行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下同様とします。）とその結果について、スポーツコミュニティ戸吹の責任に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとします。

2 会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用とをもって処理し解決するものとします。

3 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用とをもって処理解決するものとします。

4 会員は、サービスの利用によりスポーツコミュニティ戸吹または第三者に対して損害を与えた場合（会員がこの会員規約上の義務を履行しないことにより第三者またはスポーツコミュニティ戸吹が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用とをもって損害を賠償するものとします。

第3章 その他

第15条（サービスの内容等の変更）

スポーツコミュニティ戸吹は、会員に事前通知をした上で、サービスの内容・名称を変更することができるものとします。

第16条（料金の改定）

スポーツコミュニティ戸吹は、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動または経営上の都合により、入会金、月会費、その他料金を随時改定できるものとします。

第17条（施設の廃止・利用の制限）

スポーツコミュニティ戸吹は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、又、その利用を制限することができるものとします。

2 スポーツコミュニティ戸吹は、前項の定めに基づき施設を閉鎖した場合、全ての会員を退会させることができるものとします。又、それに対して補償は一切行わないものとします。

3 会員は、前2項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとします。

第18条（サービスの提供の中止）

スポーツコミュニティ戸吹は、大雨・大雪・台風などの気象状況の著しい悪化及び地震・火災等の災害、行政指導、運営上の都合その

他やむを得ない事由が発生した場合、会員に事前通知をした上で、サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

2 スポーツコミュニティ戸吹は、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員または第三者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第19条（保険）

会員は、公園で加入している行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険（普通傷害保険）が適用されます。保険料は月会費に含まれます。

第20条（個人情報）

スポーツコミュニティ戸吹は、会員の個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 スポーツコミュニティ戸吹は、会員の個人情報は、以下の目的のために利用するものとします。

- (1) サービスの提供、お申込受付、入会審査等の手続き。
- (2) サービス・イベント・キャンペーン等に関するお知らせ、その他の企業PR。
- (3) イベント・キャンペーン等の企画、運営、管理、その他の諸対応。
- (4) 緊急時のご連絡、お問い合わせ、その他諸対応。
- (5) メールマガジンの送付。
- (6) その他、会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3 スポーツコミュニティ戸吹は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。この場合、業務委託先との契約において本規約に基づくスポーツコミュニティ戸吹の義務と同等の義務を負わせるものとします。

4 スポーツコミュニティ戸吹は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることなく、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

5 第4項にかかわらず、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）、その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、スポーツコミュニティ戸吹は、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとします。

6 会員は、自らの個人情報を、サービスを利用して公開するときは、第14条（責任事項）が適用されることを承諾するものとします。

7 スポーツコミュニティ戸吹は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」といいます。）を作成し、新規サービスの開発等の業務の遂行のために利用、処理することができるものとします。また、スポーツコミュニティ戸吹は、統計資料を業務提携先等に提供することができるものとします。

第21条（専属的合意管轄裁判所）

会員とスポーツコミュニティ戸吹の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員とスポーツコミュニティ戸吹の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（準拠法）

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

第23条（細則）

本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、スポーツコミュニティ戸吹が別に定めます。